

文化庁月報



1983-1

No. 172

【表紙】

妙喜庵茶室

解説は25ページ

題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

日本文化と西洋文化

林 健太郎 4

隨想 行くも夢、来るも夢

吾妻 徳穂 13

今年度の芸術祭を顧みて

—演劇部門— 和田 秀夫 15

今年度の芸術祭を顧みて

—能楽部門— 山崎有一郎 17

現代フランス文化と文化政策①

フランス文化政策の新しい方向 植木 浩 19

文化庁ニュース

昭和57年度(第37回)芸術祭芸術祭大賞・ 同優秀賞決まる	23
第29回文化財防火デー	25
重要無形民俗文化財の指定等	26

展覧会

京の人形	30
新しい紙の美術—アメリカ展	30

伝統芸能への招待⑨	28
邦樂	31
国立劇場ニュース	31
近松名作集	

ジャック・ラング
文化大臣

一九八一年五月、世界注目のうちにフランスにミッテラン政権が誕生した。どのような新政策を打出すかは、これまた多くの人々の注視するところであったが、ミッテラン大統領の下、モロワ首相の率いる新内閣は、「科学研究 (recherches)」と「文化 (culture)」を最重要政策として掲げることとなつた。

そして科学研究・産業大臣には実力者のシユヴェースマンが、文化大臣には恐らく誰も予想しなかつた弱冠四一才の新人、ジャック・ラングが起用された。

国立ナンシー大学の国際法の教授であるが、同時に演劇の専門家でもある、ラ

ング新文化大臣は、世界的にも有名なナンシ一国際大学演劇祭の主宰者として活躍してきた人物であり、日本の演劇にも詳しい。

文化人であり、かつ若いだけあってそのセンスの良さは抜群である。昨年四月にミッテラン大統領とともに来日した際、ラング文化大臣は、ミッテラン夫人と一緒に上野の国立西洋美術館における「ミレーの『晩鐘』と一九世紀フランス名画展」の開会式に出席したが、スケジュールの都合で到着がかなり遅れるということがあった。

しかし、この時ラング文化大臣は、すかさずスピーチの中で「開会は遅れたが、実はミレーの『晩鐘』はちょうど今頃、晩鐘が聞えてくる時間に鑑賞するのが一番良いのです……」と実にさわやかに挨拶をしたので、いささか待ちかねていた人々の気持も一瞬のうちに和らぎ、満場の拍手喝采を得るところとなつた。

その内容をみると、芸術創造援助 (九〇〇パーセント増)、地方文化振興 (四八〇パーセント増)、

現代フランス文化と文化政策 ①

フランス文化政策の新しい方向

植木浩

文部省学術国際局審議官

セント増）、読書活動・図書（三〇八パーセント増）、映画・視聴覚（二五〇パーセント増）、国際交流（前年度予算額が極めて少額であったため三、三四九パーセント増）など

が特に著しい飛躍的なのを示している。
さらに経費の種別でみると、運営費、施設費がともに一・六倍増、運営費補助が三・二倍増、施設費補助が二・三倍増となっている。

ラング文化大臣によれば、この倍増政策にひきつづき、さらに一九八三年には、文化省予算を政府全体予算の一パーセントにまで行って行くことが予定されており、すでにこの方針は、ミッテラン大統領をはじめモロワ首相や蔵相の全面的な支持を得ているといふのである。

一九五九年ドゴール大統領が政権をとった時、フランスにはじめて文化省が設置され、アンドレ・マルローが初代文化大臣に任命されたが、これはフランス文化政策史上画期的な出来事であった。ラング文化大臣によれば、この時でさえ文化省予算は、政府予算全体の〇・三五パーセントであり、翌一九六〇年に〇・三八パーセントになつたに過ぎず、これに比べれば、いかに今回の予算倍増が思い切つたものであるかが分かるだろうといつてゐる。

ラング文化大臣は、一昨年九月の国民議会における予算説明において、一九五九年に文化省が誕生してから二十二年間、長く貧しい意し、創造する能力を養い、自由に才能を表現し、各自の選択に従い芸術教育を受けることができるようにして、社会全体の共通の利益のために、国・地方・各種社会団体の文化財の保存に努め、さらに芸術作品および知的作品の創造を奨励するとともに、できるだけ多数の人々がそれらに接することができるよう機会を与えて、かつ世界の文化的な交流の中でフランス文化・芸術の普及に貢献することを任務とする。(一九八二年五月一〇日文化省設置に関する政令第八二三九四号第一条)

この両者を比較すると、ミッテラン政権の新しい文化政策が、芸術の創造活動への援助、芸術教育そして国際文化交流を改めて強調していることがわかる。

新文化政策の三つの重点

ミッテラン政権の文化政策の最重点事項を三つあげるとすれば、それは第一に芸術創造活動への援助、第二に芸術文化の地方分散化の推進、第三に芸術教育の振興ということである。

(1)芸術創造活動への援助

近年のフランスの文化政策においては、その重点は文化財の保護に置かれてきた。文化省予算の最も大きなシェアは文化財関係で占められている。ジスカール・デスタン前大統領は特に文化財の保護に力を入れ、一九八

少女時代を経てようやく文化省は大人になり、そして前代未聞の予算の倍増ということで、今や文化省は、フランス政府における現代の「シンデレラ」であると演説している。

国会における大臣の演説の中で、シンデレラの物語が引用されるのは、いかにも文化の香り高いフランスならではの話である。

新文化政策の基本的理念

フランスの新しい文化政策の基本的な理念を示すキーワードは人生への権利(*le droit à la vie*)といふ語である。(註1)

そしてそれを支えるものとして「労働への権利(*le droit au travail*)」と並んで「美への権利(*le droit à la beauté*)」がある。

この「美への権利」は「幸福への権利(*le droit au bonheur*)」といいかえられている場合もある。「これは、各市民が美的作品を楽しみ、享受する権利であり、もし才能があるならば、自ら美的作品を創造する権利でもある。これまで大衆は、芸術を受身による「消費(consumption)」の対象としていたが、もっと能動的にこれらに直接参加し、自ら実行することへの要請が高まってきたからである。

モロワ首相は、昨年六月にマチス美術館を訪れて演説し、

「我々は、例えすべてがマチスやピカソのようであっても、それぞれ、自らの人生にお

〇年は「文化財の年」とさえいわれたほどである。

ラング文化大臣は、「創造しない社会は、滅び行くだろう」と、国会における予算説明の際にも強調し、文化財よりも芸術創造活動に、フランス文化政策の新たな重点を置こうとしている。しかし、かといって文化財保護を軽視している訳でないことはいうまでもない。文化財からの文化の吸収なくして新しい芸術の創造は生まれないからである。

ただ従来、文化財保護政策のあまりの大きさと重みのために、長い間、文化政策の中で「創造活動への援助」が息苦しく圧迫されているので、それをあるべき姿に解放しようということがラング文化大臣の意図するところである。

このよつたな創造活動への援助の具体的プロジェクトとして、ミッテラン大統領は、次のような大胆な諸事業を提案している。それは新オペラ座の建設、国際音楽都市の設置、国立造型美術センターの新設などである。さらには、一九八九年にパリ万国博覧会の開催、それと同時にフランス革命一〇〇年祭の挙行を宣言している。

(2)文化の地方分散化の推進

フランスでは、政治も行政も文化も、すべてパリに集中している。

文化の「地方分散化(décentralisation)」

いて俳優でなければならぬ。そして人生に何等かの意味を与えなければならない」と述べている。

フランスの新文化政策の基本的理念である「人生への権利」「美への権利」を、実際に見事な比喩で表現しているではないか。

先程も述べたように、フランスではじめて文化省が設置されたのは一九五九年ドゴール

政権の誕生とともにであり、ドゴール大統領の片腕といわれたアンドレ・マルローが初代文化大臣として、今日のフランス文化政策の基礎を築いたといつても過言ではない。フランスの文化政策は、最近まで一九五九年に文化省設置令によって文化省に与えられた任務を基本として展開されて来た。

「文化省は、できる限り多數のフランス国民が、フランスおよび人類の重要な作品に接することができるようにし、かつ、フランスの文化財にできるだけ多くの人々が親しむ機会を確保するとともに、芸術作品及びそれを豊かにする知的の創造を奨励することを任務とする。」(一九五九年七月二十四日文化省設置に関する政令第五九八八九号第一条)

ミッテラン政権においては、文化政策が最重要の一つであることにかんがみ、文化省の任務についても、その基本的方向にのつとり、次のように改正を行つてゐる。

「文化省は、すべてのフランス国民が、創

は、マルロー時代からすでに文化政策の柱として重点的に掲げられてきたところであり、パリ以外の各地域における文化の拠点として「文化の家(maison de la culture)」が整備され始めた。

ラング文化大臣は、「文化の地方分散化は、新たな出発をしなければならない」として、文化省でこれを担当する「文化開発部」を新設し、地方文化関係補助金を拡充するとともに、地方における芸術奨学金制度の新設各都市に芸術家のアトリエの建設、地方美術館における作品買上げの増額などの諸施策を企画、検討中であると伝えられる。

モロワ首相も、

「フランスでは、パリだけが都市ではない筈だ。未来のマチスやドビュッシー達が、才能の花を開かせるために、わざわざ地方から(パリに)亡命しなくとも、本来の家庭環境の中で、その才能を開かせることができるようにならなければならない」と唱え、ラング文化大臣の地方分散化政策を支持している。(註2)

(3)芸術教育の振興

芸術の創造は、まず芸術家の活動に負うところが大であることはいうまでもないが、あらゆる部面で、国民の芸術創造活動への関心を呼び起すことが必要である。これは芸術創造活動の基盤を造成することである。

「第二共和制(一八七〇年～一九四〇年)が、

昔、公教育制度をフランス全土に普及、整備したように、我々は文化を学校の中に、芸術教育を人材養成の中に導入しなければならない。(註3) という基本的な考え方立つて、フランス文化省は、教育省とともに芸術教育の改革について準備中である。

勿論この場合の芸術教育は、過去の優れた古典を通じての教育だけではなく、現代における芸術創造目標にすえた芸術教育を構想している模様であり、芸術教育に関する法案を検討中と聞いている。

社会の活性化を目指した文化政策

以上、フランス文化政策の最近における新しい方向について、その概要を述べたが、文化政策に対する新政権の力の入れようは大変なものがある。

ラング文化大臣は、文化政策は、文化に対するフランス全体の大いなる希望の表明であり、さらに文明への希望の表明であると主張する。そして

「文化省は、美術や純粹に芸術的な活動のためのみあるものではなく、全体の計画のため、つまり、生活を変革する『文明の計画 (projet de civilisation)』のために存在すべきものである」と述べている。(註4)

このように幅広い構想は、関係各省の協力なしに一省の力のみでは有効に行は得るものではない。芸術教育の改革が、教育省の協力なしでは行は得ないよう……そこで文化省としては、率先して政府全体に文化を蔓延 (contaminer) させて行かなければならぬ」と意気込んでいる。

ところで、フランスを始めヨーロッパ諸国を覆っているこの経済危機のさなかに、なぜフランスは文化省予算を重点的にとりあげ、倍増したのだろうか。

モロワ首相によれば、その理由は以下のとおりである。

第一に、文化こそは社会の基礎であり、國家社会発展計画の中核である。文化的創造こそは社会の活力のしるしであり、かつ原動力となるからだ。

第二として首相があげているのは、経済危機のもとで、文化政策は、これを克服する成功の鍵の一つを握っているという考え方である。

つまり経済危機を乗り越えるには、「経済のみならず」「技術」と「文化」という合計三つの角度からの接近が必要だと「う」とである。

文化は、生きる意欲であり、失業と経済危機に直面している人々を励ますものである。

さらに文化は、時には経済発展そのものを促すいわば手段ともなり得るものだとしている。他の分野の投資が一〇年、一五年という長期間かかる効果が表われるところ、文化への投資は、もっと短期間に流通を作り出す

ことができるからだといふ。

一九八九年に開かれるパリ万国博覧会についても、フランス政府は、このような意味から、活動と創造の場を広く開拓、提供するものとして期待をしていることがうかがわれる。

このようなフランス政府の文化政策の大構想が、具体的な段階で今後どのように展開され、実施されて行くかは、誠に興味深いところであり、注目に値すると思う。

註1 ジャック・ラング文化大臣の国民議会における予算説明など、「le droit à la vie」いう語が使われている。「le droit à l'avenir (未来への権利)」と使われている場合もある。

英訳では「the right of existence」となっている。

註2 一九八一年六月マチス美術館における演説。

註3 右 同。

註4 France, une ambition nouvelle pour la culture (トトハム文化省編) | ペーク。

写真——ジャック・ラング文化大臣

提供——フランス大使館



文化庁月報



1983-2

No.173

【表紙】
永保寺開山堂

解説は30ページ
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

もくじ

国立歴史民俗博物館開館に当たって
井上 光貞 4

隨想 登山のすすめ
—高松山— 田中 澄江 9

現代フランス文化と文化政策②
フランス文化政策の中核
—文化省— 植木 浩 12

二報 告
昭和57年度公立文化会館
運営研究協議会を終えて
文化部文化普及課 17
米国における『日本佛教彫刻展』
鷺塚 泰光 20

文化庁ニュース

昭和58年度文化庁予算案の概要	23
著作権審議会第36回総会開催	25
文芸作品の放送使用料引き上げ決まる	25
昭和57年度芸術行政基礎講座開催	26
昭和57年度公立文化施設技術職員研修会開催	26
昭和57年度芸術祭授賞式行わる	27
昭和57年度包括宗教法人等管理者研究協議会 (東京会場)開催	27
日本語教育研究協議会、中国帰国者に対する 日本語指導者研修会の開催	27

展覧会

特別展覧会 弘法大師と密教美術	28
国語シリーズ②「慣用句」に関する問題	29

国立劇場ニュース 歌舞伎公演 島衛月白浪 31

年間の文化省の機構の変遷と発展には目をみはるものがある。

またこの間、文化大臣も交代し、現在のジヤック・ラング大臣は、マルローから数えてちょうど十人目に当たる。これらは大別すれば、文化財関係と芸術振興普及関係の二つにくることができる。

文化財関係——古文書局、博物館局、図書局、文化財局

芸術振興普及関係——演劇芸能局、音楽局、美術局

なお映画行政については、文化省附属機関である国立映画センターが、同時に内局的な機能も果たしている。

これは、いわば「タテワリ」の分野別内部部局であるが、このほかに行政管理、企画、調整、調査など重要な行政機能を果たす「ヨコワリ」の機能局が二つある。

総務局——人事、予算、管財、法規、計算機処理

文化振興局——企画、調整、調査、文化振興、国際関係

これらは日本流に言えば大臣官房の機能を果たしているが、フランスではこれらと別に大臣官房があり、日本の行政組織とは異なつて、大臣と進退とともにしている一群の職員である。

文化省の行政活動は、その行政機構図からわかるように、先ず文化・芸術の分野について、音楽、演劇、美術、映画、図書、文化財、博物館等に区分することができるが、これを「分野別」のタテワリとすれば、文化行政を「機能別」にヨコワリに分類することもできる。

通常、次のような五つが文化省の五大主要機能として挙げられている。

文化財保護普及（conservation et diffusion du patrimoine）

芸術創造（production artistique）

文化活動（action culturelle）

人材養成（formation）

行政管理運営（administration）

このほかに研究（recherche）といふ分類を加える場合もある。

これらの機能が、どの部局で行われているかを、それぞれあてはめてみると、次のとおりである。

文化財保護普及——文化財局、博物館局、古文書局、図書局、国立映画センター等

芸術創造——音楽局、演劇芸能局、美術局、図書局、国立映画センター等

文化活動——文化振興局、音楽局

員を中心構成されており、大臣と各局間の政策の調整等を行っている。

また文化省には、多数の附属機関があるが、中央における文化行政機能という観点からは、ちょっと七つの局からなっている。これらは大別すれば、文化財関係と芸術振興普及関係の二つにくることができる。

文化財関係——古文書局、博物館局、図書局、文化財局

芸術振興普及関係——演劇芸能局、音楽局、美術局

なお映画行政については、文化省附属機関である国立映画センターが、同時に内局的な機能も果たしている。

これは、いわば「タテワリ」の分野別内部部局であるが、このほかに行政管理、企画、調整、調査など重要な行政機能を果たす「ヨコワリ」の機能局が二つある。

総務局——人事、予算、管財、法規、計算機処理

文化振興局——企画、調整、調査、文化振興、国際関係

これらは日本流に言えば大臣官房の機能を果たしているが、フランスではこれらと別に大臣官房があり、日本の行政組織とは異なつて、大臣と進退とともにしている一群の職員である。

文化省の行政活動は、その行政機構図からわかるように、先ず文化・芸術の分野について、音楽、演劇、美術、映画、図書、文化財、博物館等に区分することができるが、これを「分野別」のタテワリとすれば、文化行政を「機能別」にヨコワリに分類することもできる。

通常、次のような五つが文化省の五大主要機能として挙げられている。

文化財保護普及（conservation et diffusion du patrimoine）

芸術創造（production artistique）

文化活動（action culturelle）

人材養成（formation）

行政管理運営（administration）

このほかに研究（recherche）といふ分類を加える場合もある。

これらの機能が、どの部局で行われているかを、それぞれあてはめてみると、次のとおりである。

文化財保護普及——文化財局、博物館局、古文書局、図書局、国立映画センター等

芸術創造——音楽局、演劇芸能局、美術局、図書局、国立映画センター等

文化活動——文化振興局、音楽局

デザイン・センター、音響研究所、フィルム、ライブラリーなどにより構成されている。

このほか文化省の附属機関等としては、国立古文書館、国立図書館、ルーヴル美術館、コメディー・フランセーズ劇場、パリ・オペラ劇場、国立パリ高等音楽院、国立高等美術学校、国立セーブル陶器製造所をはじめ、多数の文化関係機関を持っている。

一九八〇年一月現在で文化省管下全体の職員数は七九〇〇名にのぼり、うち一割余りが本省内部部局等に、残りの九割近くが、附属機関、地方文化局等に属する。（註2）

これら文化省の組織のうち、ラング新文化大臣のもとであらたに拡充整備、所管換えになつたものは次のとおりである。

第1は「文化振興局（Direction du développement culturel）」の設置である。1)の部の前身として「文化振興部（Mission du développement culturel）」が存在していたが、ラング大臣のものとあらたに拡充整備、所管換えになつたものは次のとおりである。

これら文化省の組織のうち、ラング新文化大臣のもとであらたに拡充整備、所管換えになつたものは次のとおりである。

第2は「文化振興局（Direction du développement culturel）」の設置である。1)の部の前身として「文化振興部（Mission du développement culturel）」が存在していたが、ラング文化大臣の重点政策の一つである文化の地方分散、地方文化振興をいつそう推進するため、また文化政策の総合調整機能を強化するため、局に昇格させたものである。

第3は、国立図書館（Bibliothèque nationale）を教育省の所管から文化省に移管した1)の部を教育省の所管から文化省に移管した1)の部

農業省——農業教育の一環として、農民に対する文化関連事業を行っている。

対外関係省——文化省の密接な協力のもとに国際文化交流事業を実施している。具体的な事業については、両省の指導・援助を受けている「フランス对外芸術協会（Association française d'action artistique）」に実施させている。

このよう各省の文化関連行政についての調整は、必要に応じて設けられている「文化振興調整基金各省委員会」や「文化財各省委員会」など各省間委員会において行われるほか、文化省に置かれている「文化振興局」が調整機能を担当している。

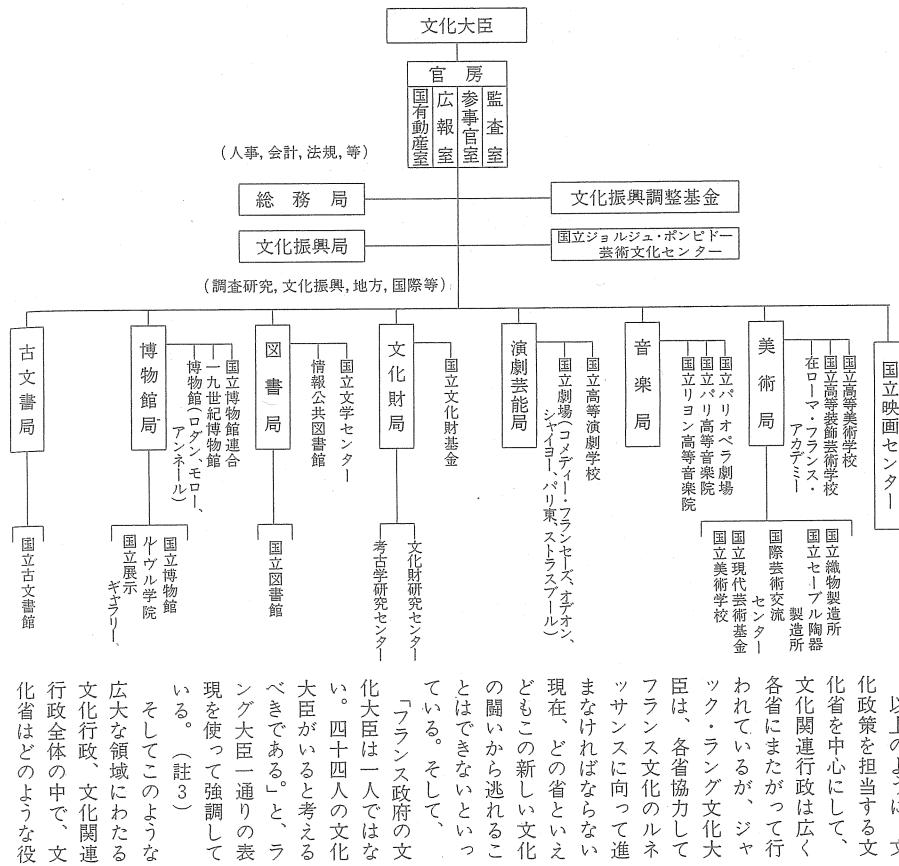
文化振興局の代表は、各省の文化関連行政や社会・経済計画、国土・地域計画の策定等に参画しているほか、对外芸術協会の国際交流事業についても、対外関係省とともに企画から実施まで参加している。

先程も述べたように、一九七〇年に「文化振興調整基金」が設置され、各省等にまたがる文化関係プロジェクトに補助金が支出できることになった。

基金の予算は文化省、その管理も文化省が行つており、各省委員会の基本方針のもとに運営されているが、設立以来十年たった今日、この基金が設置されたおかげで、文化関連行政における各省間および中央と地方の風通しと協力態勢は大変改善されたといわれている。

図2 フランス文化省中央機構図(1982年)

文化省資料に基づき作成



「フランス政府の文化大臣は一人ではない。四十四人の文化大臣がいる」と考えるべきである」と、ラング大臣一通りの表現を使つて強調している。(註3)

以上のよう、文化政策を担当する文化省を中心にして、文化関連行政は広く各省にまたがって行われているが、ジャック・ラング文化大臣は、各省協力してフランス文化のルネサンスに向つて進まなければならぬ。現在、どの省といえどもこの新しい文化の闘いから逃れることはできないといつてゐる。そして、

本稿の執筆にあたっては、右の註に記したもの
のほか、左記の諸資料等を参考にした。

註9 ジャック・ラング文化大臣の国民議会
における一九八一年度予算説明
なおフランスには、いろいろな種類の
大臣級のボストが四十四ある。

Vie culturelle et pouvoirs publics (La Documentation française) (1972)

いる。(註3)

割を果たすべきであろうか。
これに対する答えとして、文化省はこれの推進力(impulsion)、想像力(imagination)の中心となるべきであり、文化省は関係各省によるオーケストラのいわばまとめ役になるべきであるというが、ジャック・ラング文化大臣の哲学であり、「文化省論」でもある。

以上のように、文化政策を担当する文化省を中心にして、文化関連行政は広く各省にまたがつて行われているが、ジャック・ラング文化大臣は、各省協力して

Aspects de la politique culturelle
française (Unesco) | ○ — | ↗ — ↘

La politique culturelle en France

註3 ジャック・ラング文化大臣の国民議

における一九八二年度予算説明

大臣級のポストが四十四ある。

文化庁月報



1983-4

No.175

【表紙】

バレエ「白鳥の湖」

解説は29ページ

題字デザイン・桑山弥二郎
カット・林美紀子

もくじ

パロディと著作者の権利

佐野文一郎 4

隨想

難破せずに乗り切れるか日本映画界
——映画とビデオ・カセット—— 品田 雄吉 8
——報告——

山田寺跡の発掘

細見 啓三 10

現代フランス文化と文化政策③

フランス文化政策とその財政的側面
植木 浩 13

文化庁ニュース

日本芸術院賞受賞者決まる.....	18
文化庁買上優秀美術作品.....	18
昭和57年度(第5回)舞台芸術創作奨励賞決まる.....	19
昭和58年度芸術家国内研修員決まる.....	19
移動芸術祭春季公演計画.....	20
史跡の指定等.....	21

我が県の文化行政

文化性豊かな地域づくりをめざして
——岐阜県の文化行政—— 林 正 23

展覧会

浄土曼荼羅	30
河井寛次郎展	30

国語シリーズ㉙ 「言葉」に関するその他の問題 28

伝統芸能への招待⑪ 26 国立劇場ニュース 31

邦舞 —歌舞伎舞踊と上方舞

近江源氏先陣館 ほか

フランス文化政策と その財政的側面

文部省学術国際局審議官



植木 浩

アンドレ・マルローと文化予算

文化政策を推進するにあたり、そのためには必要な予算を確保することは、それ自体また大変な仕事である。このことは、文化政策の先進国ともいべきフランスにおいても同様である。

とくに、経済や産業への効果を明確に説明しやすい経済政策に比較して、その性質上、具体的な効果を説明しにくい文化政策については、予算の確保はさらに大変である。

ドゴール大統領の片腕といわれた初代文化大臣アンドレ・マルローでさえ、文化予算の増額には、いろいろと苦労していたようである。

一九五九年創設当初の文化省の予算は、それ以前に教育省や産業省に分散していた文化関係予算を移管し、まとめて構成したものに過ぎなかった。したがって新しい文化政策の

理想に燃えていたマルローにとつては、とうてい満足できるものではなかつた。

そこでマルローは、早々、文化省予算の増額を各方面に説いて廻つたが、口ぐせのようにな、「三文を二倍にしても、六文にしかならない……」

と、思い切つた文化省予算の増額の必要性を主張した。

その結果、文化省予算が政府予算全体に占める割合は、一九五九年度に〇・三五パーセントであったものが、翌一九六〇年度には〇・三八パーセントに増加するにいたつたのである。

アンドレ・マルローの文化政策の中で、最も輝かしい業績は、なんといっても地方における文化の振興・普及の拠点として、「文化の家 (maison de la culture)」を構想し、その設置を計画的に推進して行つたことであろう。

文化省予算の変遷

ここで最近のフランス文化省の資料に基づき、文化省創設以来、現在までの予算の移り変わりを見てみることにしたい。

まず図1は、過去二〇年間における文化省予算の推移の状況を示している。同省資料によれば、一九七八年の時点では、文化省予算は、

創設以来、総計で二五〇パーセント増となつており、これに比較して、同じ期間におけるフランス政府全体の予算の伸びは、二一〇パーセントであるので、文化省予算の増加率の方が四〇パーセントも高いといふ。

なお一九七〇年代に文化省予算が急激に伸びているのは、一つには、一九七三・七五年にかけての国立ジヨルジュ・ポンピドー芸術

文化センターの建設費、それに七七年からの同センター開館に伴う運営費の増が要因となつてゐる。

図1 1960～81年
フランス文化省予算の推移
(フランス文化省資料developpement culturel)に基づき作成)

Year	Budget Deficit (Millions of Francs)
1961	-1000
1962	-1500
1963	-2000
1964	-2500
1965	-3000
1966	-3500
1967	-4000
1968	-4500
1969	-5000
1970	-5500
1971	-6000
1972	-6500
1973	-7000
1974	-7500
1975	-8000
1976	-8500
1977	-9000
1978	-9500
1979	-8500
1980	-7500

(註) この図の予算額は、1977年を基準にし、各年度の予算額に、フランの購買力に応じた一定の調整率を掛けて算出している。

表1
1959～1983年フランス政府予算全体

年	%	文化大臣
1959	0.35	アンドレ・マルロー
1960	0.38	〃
1961	0.41	〃
1962	0.38	〃
1963	0.38	〃
1964	0.39	〃
1965	0.37	〃
1966	0.36	〃
1967	0.40	〃
1968	0.43	〃
1969	0.42	エドモンド・ミュラー
1970	0.38	〃
1971	0.41	ジャック・デュアメル
1972	0.48	〃
1973	0.55	モーリス・ドゥワルーオン
1974	0.61	ランベールフィットツイードミシェル・ギュイ
1975	0.56	〃
1976	0.55	フランソワーズ・ジル
1977	0.56	ミシェル・ドルナノ
1978	0.56	ジャン・フィリップ・ルカ
1979	0.52	〃
1980	0.51	〃
1981	0.49	ジャック・ラング
1982	0.75	〃
1983	0.79	〃

文化センターの建設費、それに七七年からの同センター開館に伴う運営費の増が要因となっている。

また一九七六年から、それまで大学庁、外務省、産業省が所管していた公共図書館や図書、出版への援助が文化省に移管され、これがまた、文化省予算を押し上げる要因の一つとなつてゐる。

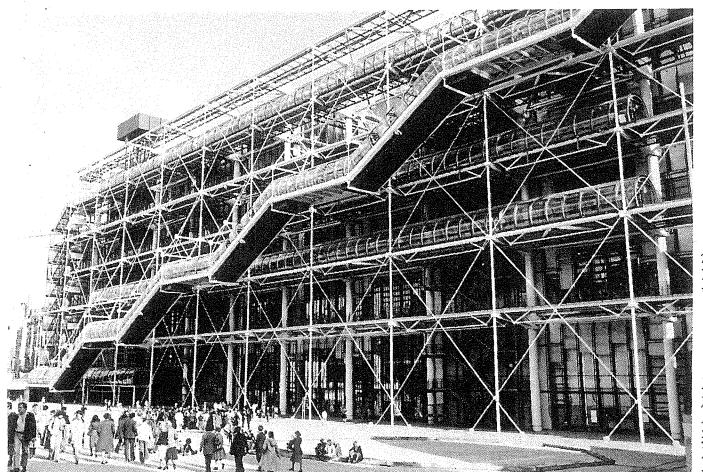


表2 1981～82年フランス文化省予算の事項別概要
 (フランス文化省資料France, une ambition nouvelle pour la culture に基づく)

事 項	1981年	1982年	対前年比 増加率%	備 考
フランス古文書館	千フラン 73,181	千フラン 129,145	% 76	
図 書	197,525	953,594	383	読書活動、図書、著作権、国 立図書館等 /1982より、国立図書館 が教育省から文化省に移 管され千葉が明大 発展調整、文化全国調査、 文化財保存等
文 化 財	657,005	978,444	49	
博 物 館	387,599	661,451	71	国立博物館・博物館援助
美 術	160,415	379,806	137	美術教育、美術創造、修復技 術者養成等
演 劇	284,135	550,182	94	演劇創造、普及、演劇教育等
音 楽	560,777	874,141	56	音楽普及、興興・創造、研究 音楽教育等
映 画・視聴覚	31,273	109,532	250	
国際交流	212	7,312	3,349	
地方文化振興・文 化活動	115,605	669,950	480	
調査・研究	4,742	10,771	127	
文化振興調整基金	17,883	32,732	83	
国立ポンピドー芸 術文化センター	182,801	272,379	49	
そ の 他	304,711	508,360	67	行政運営経費、年金、營繕費等
総 計	2,977,325	5,994,140	101	

図2
フランス文化省予算の分野別内訳—1981年
(フランス文化省資料développement culturelに基づき作成)

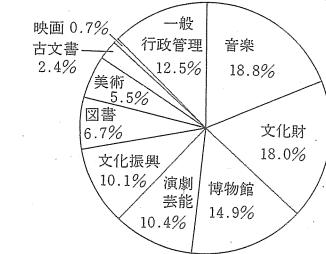
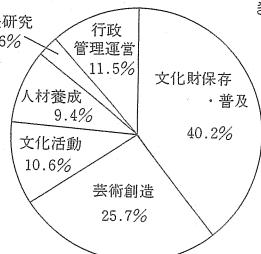


図3
フランス文化省予算の機能別内訳—1981年
(フランス文化省資料développement culturel)に基



ほども述べたように、ショルジュー・ポンピドー芸術文化センターの建設に伴う予算の増加が主な原因である。

一九七九年からは、文化省予算が政府全体の予算に占める割合は、次第に下降傾向をたどり、一九八一年には〇・五ペーセント台を割って、〇・四九ペーセントにまで下ってしまつ。

しかし、ミッテラン政権になつてから、すでに本月報一月号でも紹介したように、ミッ

九八二年には、これが
五九億九四〇〇万フラン
となっている。その
倍増の内訳は、表2の
とおりである。

——ラング文化大臣のライ
ンで文化政策が最重要事項
の柱の一つにとりあげられ
た。 文化省予算は一挙に倍増さ
れた。

文化省予算の分野・機能・使途別の内容

文化省の予算を、音楽、演劇、美術、映画図書、文化財、博物館など、「分野別」のタテワリの分類に従つてその内容を分析してみると、図2のようになる。

音楽関係予算が、全体の一八・八パーセントと一番大きな割合を占めており、文化財と博物館がこれにつづいている。一般行政管理経費を除けば、さらに演劇関係そして文化振興（文化の家、ショルジユ・ポンビドー・センター、文化振興調整基金等が含まれている）の順となっている。

機能

機能・使途別の内容

この傾向は一九七一年まで続くが、一九七年からシェアは上昇し、一九七三年から一九七八年までは、〇・五パーセント台が続く。一九七四年は、とくに突出していく〇・

A black and white photograph showing a massive construction project. The structure is a complex steel framework with multiple levels of scaffolding and walkways. In the foreground, several people are standing, providing a clear sense of the enormous scale of the building. The sky is overcast.

図4 1981年フランス文化省予算分野・機能関連構造図
(フランス文化省資料développement culturelより)

機能別 分野別		文化財保 存・普及	芸術創造	文化活動	人材養成	調査研究	行政管 理運営
	1981年 文化省 予算総額 29億7500万 フラン						
		1195.8	765.7	315.9	279.2	76.3	341.9
音楽	560.6		368.9		168.2	1.0	0.9
文化財	535.0	484.3	21.6				
博物館	443.3	441.6		2.4	16.9	31.4	
文化振興	299.3			294.3		1.1	0.6
演劇芸能	310.7		303.4		5.0		
図書	200.1				7.3		
美術	162.3	182.9	13.7			0.6	2.9
古文書	72.7		71.9		89.4	0.2	0.8
映画	21.0	71.0		1.7			
一般行政管理	369.8	3.9	7.8	4.1	1.0	4.2	301.1
		12.1		0.1	55.5		

また、いわゆるヨコワリの「機能別」の分類にしたがい、文化財保存・普及・芸術創造・文化活動・人材養成などの区分により、文化省予算を分析すると、図3のとおりであ

文化の新ルネッサンスと緊縮財政

文化財保存・普及関係予算が全体の約四〇パーセントを占め首位であり、次いで芸術創造関係予算(音楽、演劇、美術など)が二五・七パーセントとなっている。

フランス文化省の資料によれば、文化省の予算について、この「分野別」——いいかえ

三、文部省文化大臣は一九八一年における文化省予算の倍増にあたり、八三年には、文化省予算を是非とも政府全体予算の一パーセントにまでもって行きたいと、繰り返し表明していた。

八三年の文化省予算は、この方針に沿つて大幅に増額され、総額六九億九一〇〇万フランとなつた。

だが、これは政府全体予算の〇・七九パー

セントにとどまり、一パーセントにはまだ距離がある数字である。

しかし、一九八三年の政府予算全体の伸び率が一・九パーセントであったのに比べると、文化省予算は一六・六パーセントの伸びを示している。文化政策が重点施策として拡充がはかられたことは明らかである。

「フランスは、今や新たな文化のルネッサンスに着手し始めた……」

とミッテラン大統領—ラング文化大臣は高らかに宣言して、新しい文化政策を打ち出した。その数々の大膽で多彩な構想には、目を見張るものがある。

図 5 フランス文化省予算使途別内訳—1982年

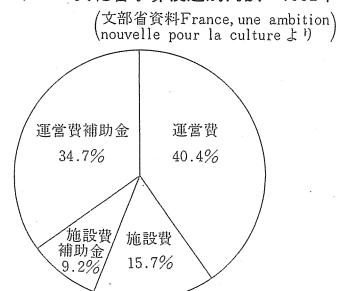
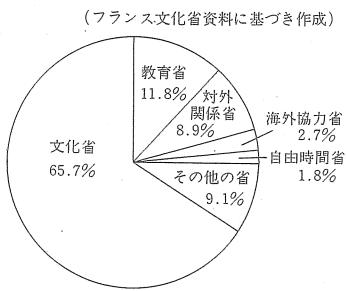


図 6 文化関連総予算の概要—1982年



世界文化の家の創設プラン、パリの北部地区

「文化」の意味を広義にとらえた場合、文化省以外の教育省、自由時間省（以前の青少年スポーツ省）、農業省、対外関係省（以前の外務省）など多くの省庁も、それぞれの所管行政の角度から、文化関連の行政を行っている

る——と「機能別」の相関関係がわかる。ように一覧できる図が作成されている(図4)。この図をみると、フランス文化者の予算の構造が立体的に浮き彫りにされており、なかなか面白い。

さらに、一の使途別に「運金」「施設費補助」と次頁の図の概要是、図6のとおりであるが、ミッテラン政権になつて、文化政策を最重点の一つにとりあげ、文化省予算を倍増したため、一九八二年のフランスの「文化関連総予算」は、既に戸戸一戸建てにおいて述べたところである。

そして、このような広い意味での、文化に関する政策全体をまとめてとらえるため、フランスでは、文化政策の中枢である文化省の予算と、その他の各省の文化関連行政の予算とを合計したものを、「文化関連総予算(Enveloppe-culture)」と呼んでいる。

(1)「文化関連総予算」がフランスの国家予算全体の中占める割合は、一九八一年現在で一・四パーセントであった。そのうち文化省予算は四三・六パーセントで、当然、最も大きいシェアーを占めているが、その他の五六・四パーセントは、教育省、青少年スポーツ省、外務省など各省府関係である。

一九八二年のフランスの「文化関連総予算」の概要是、図6のとおりであるが、ミッシテラン政権になつて、文化政策を最重点の一つにとりあげ、文化省予算を倍増したため、一九八一年に比べて、「文化関連総予算」の中に占める文化省予算の割合が大幅に増加し、六五・七パーセントとなつていふ。

なお、新政権になつて、従来教育省の所管下にあつた国立図書館 (Bibliothèque nationale) を文化省図書局の管下に移管したこと、文化省予算のシェアー増大の一つの原因となつていふ。

政治政策への転換をはからうとしている。このよくな厳しい時期に、フランス文化の

ルネッサンスを標榜した新文化政策について
財政的裏付けをはたして実際にどの程度確保
しうるかが問題であろう。

^H
andré de baecque:les maisons de la culture. seghers, 1967, P. 165

本稿の執筆にあたつては、右の註に記したもののが、左記の諸資料等を参考によつた。

France, une am

nouvelle pour la culture
—ministère la culture

オルセー駅の改造による一九世紀美術館の建設の推進、ルーヴル美術館の大拡張改修計画、バステイユ広場への民衆オペラ劇場の

■文楽公演（小劇場）

第一部 近江源氏先陣館
第二部 鎌倉三代記

五月七日（二十二日）

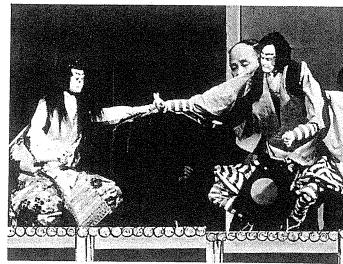
●かいせつ

五月文樂は、大坂冬の陣、夏の陣を題材にした人形淨瑠璃の代表作「近江源氏先陣館」と「鎌倉三代記」を併せて上演する。「近江源氏先陣館」は近松半二、八民平七らの合作で明和六年（一七六九）竹本座初演、また「鎌倉三代記」も同じ近松半二らの作とされ、初演は天明元年（一七八一）江戸肥前座である。

第一部は、なんといっても八段目の『盛綱陣屋』が有名で、敵味方にわかれ戦国の世を生きる武将佐々木盛綱、高綱兄弟の義を中心に親子の愛情を描いている。特に盛綱の首実検の場の小四郎の健氣の最後は涙をさそう。今回朱が見つかって復活される『高綱隠れ家』は明治二十六年以来九十年ぶりの上演である。第一部では『三浦別れ』、『高綱物語』が眼目で、時姫の敵方三浦之助への恋心と親時政への恩愛との板ばさみによる苦悩と、七人の影武者を使つたといいう高綱の活躍を中心として変化に富んだ趣向は観客を飽きさせない。おらちが片肌脱いでお乳をグララさせて米のとき方を教えるところなどは滑稽

で人形ならではのおもしろさをみせる。なお石山本陣も久々の復活である。

●あらすじ



鎌倉三代記

「近江源氏先陣館」（坂本城）京方の佐々木高綱が坂本城を守っているところへ兄盛綱がたずねてきて、高綱を

鎌倉方へひき入れようとする。初陣の高綱の子小四郎は、計略のためわざと盛綱の子小三郎に生捕られる。（和田兵衛上使・小四郎恩愛・盛綱首実検）

京方から和田兵衛が使者となつて小四郎を救出する。（局使者・米洗い・三浦別れ・高綱物語）三浦之助の母は病氣を煩い、と顔に入墨をさせ、三浦之助のもとへ走つた時姫をとりかえず役を仰せつける。（局使者・米洗い・三浦別れ・高綱物語）三浦之助の母は病氣を煩い、時姫は看護していた。大病と聞いて三浦之助は戦場からもどる。三浦之助が敵將の娘を妻を迎えることを拒むので、時姫は父から渡された刀で死を計るが、その刀で父を討てば妻にするといわれこれを承知する。これを見いた間者富田六郎を刺して井戸の抜穴から現われた藤三郎実は高綱は北條方を欺いた計算を語る。時姫の槍にかかつた老母は、

三浦之助や時姫をばげまし、三浦は戦場へ時姫は父のもとへおもむく。（石山本陣）三浦之助の首が実検に供される。藤三郎の高綱は時姫に父を討とうすすめ時政を砲撃するが果たせず、時姫は父を刺すことはできず、自害する。

■演芸（演芸場）

五月二十七日（二十八日）

上席 五月一日（十日）

中席 五月十一日（二十日）

花形新人演芸会 五月二十一日

国立名人会 五月二十八日

演芸を楽しむ会 五月二十九日

編集後記

○ぬばたまの夜霧は立ちぬ衣手の高屋の上にたなびくまでに

飛鳥・山田寺跡の発掘調査は、さる二月のマス・コミで大きくなりあげられましたが、今月号は、この調査にあたられた奈良文化財研究所の細見室長にその概要の説明をお願いしました。

○映画の斜陽化がいわれて、久しくなります。離波せずに乗り切れるか日本映画界は映画人の映画を想う心情が伝わってくるようです。文化庁では、優秀映画製作奨励金交付制度を設け、映画の製作の振興を図っていますが、日本映画界の今後の発展に期待したいものです。

○昭和五八年度の予算も成立し、新年度が始まりました。本誌も、さらに文化の振興に役立ちたいと考えていますので、今年度もよろしくお願いします。（W）

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業課
TEL (03) 268-1241 (代表)

「文化月報」四月号

昭和58年4月25日印刷 発行
編集 文化庁

千葉県郡代田区霞が関3丁目2番2号
発行所 株式会社 ぎょうせい
本社〒101東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所〒101東京都中央区西5丁目52番地
電話(03) 268-1241 (代表)
振替口座 東京九一六一一番
印刷所 総合政策会印刷所

定期購読料 定価 一八〇円(送料四五分) 二、一六〇円(送料四五分)